

4 県内外の主な動き

(国の動き)

1999年(平成11年)6月に男女共同参画社会基本法が施行され、2000年(平成12年)12月に男女共同参画基本計画、2005年(平成17年)12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。この計画には、重点事項として2020年(平成32年)までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待し、各分野における取組を促進することや、男性も含めた働き方の見直しなどの10項目が盛り込まれています。

しかし、指導的地位に立つ女性の割合は依然として低く、他の先進諸国と比べても女性の参画は遅れているのが現状です。こういった現状を打開するため、2008年(平成20年)4月「女性の参画加速プログラム」を策定、地方公共団体や民間団体などが連携し重点的に取組を推進することとしました。

2007年(平成19年)12月には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2010年(平成22年)6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、憲章・行動指針に新たな視点や取組が盛り込まれた改定案が合意され、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取組を進めることとしています。

2009年(平成21年)は、男女共同参画社会基本法が制定されて10年、女子差別撤廃条約の採択から30年という節目の年であり、8月には国連の女子差別撤廃委員会が条約にかかる日本の取組状況について最終見解を出し、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が求められました。

2010年(平成22年度)12月、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するとともに、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」を策定したところです。また、2011年(平成23年)8月には、女性差別撤廃委員会の最終見解においてフォローアップを求められた特定の勧告に対する取組の現状を、日本政府コメントとして提出しました。

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、2011年(平成23年)4月1日現在、全国で46都道府県、19政令指定都市で制定されています。

三重県では、2000年(平成12年)10月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で4番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制

定でした。2002年(平成14年)3月には男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である第1次の基本計画を策定(2007年(平成19年)一部改訂)またその計画を着実に推進するため、「実施計画(第1次~第3次)」を策定して取り組んできたところです。

また、平成23年3月には、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その指針となる「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。その中では、社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするため、効果的な取り組みを進めることや、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など7項目を重点項目として掲げ、取り組みを進めているところです。

県内の市町における条例は、2011年(平成23年)4月1日現在で津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、いなべ市、伊賀市、多気町の11市1町で制定されています。また、基本計画については14市6町が策定しており、数市町において条例制定及び基本計画策定が検討されています。

(政策・方針決定過程への男女共同参画の推進)

国会議員に占める女性の割合は、衆議院においては10.9%(52名)参議院においては18.2%(44名)となっています。(2011年(平成23年)6月現在)

三重県議会の女性議員は3名(5.9%)であり、市町議会議員については69名(12.5%)となっています。(2011年(平成23年)5月1日現在)

国において「女性の参画加速プログラム」が策定されていることを受け、三重県においても、引き続きあらゆる分野における女性の参画を加速するため、その課題を整理し、さまざまな関係団体が連携し取組を進めていきます。

(働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進)

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、15歳から64歳までのいわゆる「生産年齢人口」の比率が今後さらに減少していくと予想される中、女性や若者、高齢者などの就労を促進することは社会の活力の維持・発展を促すことにもつながります。中でも、女性はいわゆる「M字カーブ」に関する問題に見られるように男性に比べその潜在能力を十分に発揮しているとはいえない状況です。特に、三重県においては、全国的に見てもM字カーブに関する問題がより顕著に現れていることから、その解消に向け関係機関と連携しながら取組を進めていきます。

三重県においても、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づき、仕事、家庭生活、地域生活などさまざまな活動を、自らが希望する balan

4 県内外の主な動き

スで展開できる社会を目指し、地方自治体、民間企業、関係団体等が連携して、その実現にむけた取組を進めていきます。

2007年（平成19年）6月、四日市市に女性の社会参画を支援する拠点施設である「みえチャレンジプラザ」を設置し、就労をはじめとした女性の社会参画に関する情報提供や相談者のニーズに応じたアドバイスを行うなど、必要な支援を提供しています。

（家庭・地域における男女共同参画の推進）

2010年（平成22年）の合計特殊出生率は、全国で1.39（三重県も1.39）となり、全国的には前年を若干上回ったものの、中長期的な少子化傾向は依然として続いています。

国においては、2004年（平成16年）6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、2005年度（平成17年度）より「子ども・子育て応援プラン」に基づいて、具体的な目標を掲げ施策を進めてきました。また、2010年度（平成22年度）からは「子ども・子育てビジョン」（2010年（平成22年）1月、少子化社会対策会議を経て、閣議決定）に基づき、施策が進められています。

2005年（平成17年）4月には「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。2008年（平成20年）12月にはさらに取組を促進するため、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大や行動計画の公表・周知などを盛り込んだ改正が行われ、2011年（平成23年）4月から完全施行されています。

2010年（平成22年）6月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）も改正され、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立の義務化、父母ともに育児休業を取得する際の育児休業期間2ヶ月延長（パパ・ママ育休プラス）制度なども盛り込まれています。

三重県においても、2005年（平成17年）3月に「三重県次世代育成支援行動計画」（第一期）を策定し、行政が行う環境整備とともに多様な主体の参画・協働・連携による「ささえあいの地域社会づくり」を進めてきましたが、その基本的認識を引き継ぎつつ、国の施策や社会環境等の変化を踏まえるとともに、第一期の行動計画の成果と課題を検証し、より発展した「ささえあいの地域社会づくり」の取組の展開をめざし、2010年（平成22年）3月に「第二期三重県次世代育成行動計画」を策定しました。

また、2011年（平成23年）3月には「三重県子ども条例」を制定しました。この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、地域の多様な主体がともに連携、協働して取り組むために必要な事項を規定しようとするものであり、もって子どもの権利が尊重される社会の実現をめざすものです。

企業においても、労働者が多様な働き方を選択できる職場環境の整備をはかるとともに、労働者の家庭生活と職業生活の両立を支援するため、「一般事業主行動計画」の策定を促進しています。県内では、2011年（平成23年）7月末現在、従業員301人以上の企業158社、従業員101人以上300人以下の企業364社、100人以下の企業219社が一般事業主行動計画を策定し、三重労働局に届出をしています。

（男女共同参画を阻害する暴力等への取組）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は重大な人権侵害であるとして、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定、施行されました。2004年（平成16年）12月には改正DV防止法の施行、2008年（平成20年）1月には二度目の改正法が施行され、保護命令制度が拡充されるなど内容や制度が充実されてきています。しかしながら、2010年度（平成22年度）の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は77,334件で年々増加しており、DVを取り巻く状況の深刻さがうかがえます。

三重県でも2010年度（平成22年度）に女性相談所等に寄せられた相談件数は1,063件となっています。これまで、2006年（平成18年）3月に、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（DV防止計画）を策定、2009年（平成21年）3月にはDV防止法の改正内容を踏まえ改定し、DV防止と被害者の保護、自立に向けた支援と市町における取組促進のために全県的に取組を実施してきました。2011年（平成23年）3月には「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定にあわせDV防止計画を改定し、DV防止等についての若年層に対する対策強化など取組項目の追加、および事業の進捗状況を踏まえた数値目標の時点修正を行い、引き続きDVのない社会の実現を目指し、取り組んでいます。